

裁判員経験者の意見交換会議事概要

日時 平成25年2月14日(木)午後5時00分～午後7時00分
場所 札幌地方裁判所2階裁判員候補者待合室
出席者 司会者 佐久間邦夫(札幌地方裁判所長)
法曹出席者 井戸 俊一(札幌地方裁判所刑事第2部判事)
木下 啓(札幌地方検察庁公判部検事)
渡邊 宙(札幌弁護士会弁護士)
裁判員経験者 6人(4番は欠席)
報道機関出席者:
北海道新聞
共同通信
(合計2人)

本意見交換会の趣旨説明と法曹三者の紹介、挨拶

司会者(佐久間所長)

私は司会役を務めさせていただきます札幌地方裁判所長の佐久間でございます。本日はよろしく申し上げます。

裁判員裁判は平成21年5月21日から始まり、今年の5月で5年目に入ります。札幌地裁でも第1号事件が平成21年11月に行われまして、それ以降今日まで、判決件数は107件あります。被告人の人数は、複数の被告人の事件もあることから110人、この間に参加していただいた裁判員の人数は653人となっています。今日はそのうちの6人の方にお越しいただいて、率直な感想、意見を伺って、今後の裁判員裁判の運用改善につなげていきたいと思っております。

皆様のお手元にはそれぞれ皆さんが担当された事件の冒頭陳述から判決に至るまで、各手続の段階で目を通された資料をお配りしています。それを見ながら記憶を呼び戻しながらお答えいただいても結構ですのでよろしく申し上げます。

それでは、最初に代表として参加していただいている法曹三者の方々から、自己紹介をお願いします。

井戸判事

刑事第2部で裁判官をしている井戸と申します。よろしく申し上げます。今回は3番さんと5番さんが参加した事件を担当させていただきました。どうか裁判官に対しても辛口の意見を是非言っていただければと思います。どうかよろしく申し上げます。

木下検事

札幌地方検察庁の検事の木下と申します。公判部で、日々裁判に立ち会っています。今回、6番さんが参加した強盗傷人の事件を担当しています。立証責任を負う立場として、こちらで事実を認定していただくために証拠を出しておりますが、その立証活動においてどう受け取られたか、忌憚のないご意見をいただき参考にさせていただきたいと

思います。よろしく申し上げます。

渡邊弁護士

札幌弁護士会の弁護士の渡邊と申します。私は、皆さんが手がけた事件を担当していませんが、傍聴席には担当した弁護人がいます。よく弁護人の弁護活動が一番分かりにくかったという話がありますので、どこがどう分かりにくかったのかということを経験的に、後ろの傍聴席を見ないで言っただけならばと思います。よろしく申し上げます。

裁判員経験者の紹介，裁判員を経験しての全般的な感想・印象

司会者

本日は、4番の方が体調不良で欠席となり当初予定していた7人から6人となりましたが、6人の方々に全般的印象や感想をお聞きしましょう。

まず1番さんの担当した事件は、罪名が強盗殺人未遂のほかいくつかあり、選任手続は昨年7月13日、審理は7月17日から20日まででした。

1番

被告人が若く、今の現代ではちょっと初動を間違うとこういうことになるのだと思いました。すごく生々しい現場であったので、いろいろ報道もされましたが、量刑がどのくらいになるかが議論の中心だったと思います。どういう形で組み立てるかを裁判官に順序よく教えていただいたので、裁判員もそれぞれ意見を出して判決できたと思います。

司会者

2番さんが担当した事件は、罪名が強姦致傷、昨年10月12日選任手続、15日から17日までの日程で行われましたが、いかがでしょうか。

2番

強姦致傷事件ということで、被害者が未成年だったことから、私は女性の立場ですごく考えてしまったかな、考えなおさないといけないかなと後で思いました。裁判員が、補充裁判員も含めて女性が6人で、男性が2人でした。男性側と、女性側から見るイメージが、ずいぶん違いがあるのだなと思いました。裁判では、被告人の家族や職場の人とかすごく考えさせられました。検察側が提出した書類が非常に見やすく、弁護側が提出した書類は見づらかったです。

司会者

次に、同じ事件を担当されたということで、3番さんと5番さんを隣同士の席にさせていただきましたが、担当された事件は、罪名が、殺人、強姦致傷ほか、選任が11月29日で、日程は11月30日から12月14日まででした。

3番

最初の印象としては、被告人もある程度罪を認めており、証拠も理解できたので、なぜこんなに長く裁判をやるのかと思いました。争点も、責任能力、調書の信頼性、殺人罪に該当するのかなの3点だったのですが、どれも状況を見ると当てはまると最初は思いました。裁判の経過を見て、日程が長くなる理由が分かりましたが、もう少し縮めることはできないのかなと思いました。

5番

私も同じ事件だったのですが、2番の方の事件と違い、裁判員は、男女まんべんなくおりました。弁護人が提出した書類は見づらく、検察官の方が見やすかったです。最後に話し合いするときもそれらの書類を見て話を進めましたが、弁護人の書類が見づらく分かりにくかったです。

司会者

6番の方の担当した事件は、罪名は強盗傷人、選任手続が9月24日、審理は25日から10月2日まででした。

6番

強盗傷人ということで、争点は強盗目的があったかで、被告人は疾病の疑いがあるということもあり、検察官の話や弁護人の話を聞いて、適切に判断していくことは難しいと感じながら、自分の感情だけで偏らないように意識しながら手続に関わりました。でも、病気がどうかのラインが難しいなと思ひまして、責任能力の有無について最後まで考えさせられる事件でした。弁護人の説明と検察官側の証人となった医師の説明は、言葉が難しく分かりにくかったです。被告人側の医師の説明は分かりやすかったです。事件の説明では、検察官がスクリーンを使って図を示してくれたので、すごく分かりやすかったです。

司会者

それでは、7番の方ですが、担当した事件は、罪名が住居侵入、殺人未遂のほか、選任手続が10月29日、審理は30日から11月1日まででした。

7番

実際に3日間くらいしか裁判をしていなかったもので、それほど印象は残っていないのですが、3日間で裁判は終わるのだなと思ひました、ほかの方は2週間もかかるのにスピーディーに終わるものだなと思ひました。

冒頭手続及び証拠調べに関して

司会者

それでは次に、具体的な手続の中での感想等をいただきましょう。お手元にお配りした「裁判員裁判公判手続の流れ」という書面に記載された手続の流れに沿ってお聞きしていきます。

渡邊弁護士

3番さん、5番さん、6番さんにお聞きします。3人の事件は、いずれも否認事件で、責任能力、供述調書の問題など争点がいくつかありますが、選任後、冒頭手続、検察官の冒頭陳述、弁護人の冒頭陳述を聞いて、争点や事案の内容など、ずっと頭に入ってきたか教えてください。

3番

酒を飲んで責任能力があるのかということが、なぜ争点になるのか疑問に思ひました。どういう状態で責任能力があるのかないのか、いつの時点で責任能力を決めるのか不思議でした。

司会者

ただ、争点として、そういうものが争いの対象となったのは分かったということでしょうか。

3番

はい。あと、検察官調書の信頼性が争点でしたが、なぜ疑われるのか疑問でした。調書というのは、検察官が調べるのだから絶対的なものだと私自身は思いますが、それ自体が裁判にかけられて不思議でした。

5番

冒頭陳述までは、検察官が言うことも、弁護人が言うことも、そんなに離れていなかったもので、もめる部分は量刑の部分だけなのかなと思いました。初めはそんなにもめる事件とは思いませんでした。弁護人もある程度認めていて、「ここはこうなんで」と言った部分だけが違うという印象で、そんなにもめる事件だったのかなと感じました。

6番

分かりやすく書面に書いてあったので、争点は分かりやすかったです。

司会者

それは検察官側の書面ですか。

6番

はい。

司会者

書面に「争点」について「1」から「3」まで書かれてあって、それを見てすぐに分かったということですか。

6番

はい。

木下検事

1番さんにお伺いしたいのですが、冒頭陳述での情報量として適切だったでしょうか。

1番

いろいろイラストが載った陳述メモをもらいましたが、情報量が多いかどうかの判断は正直つかないのですが、まだたくさんあってもいいかなと思いました。初めてだったので、基本はこのくらいの量なのだと思います。

木下検事

イラストがあって分かりやすかったですか。

1番

そうですね。文章だけだと理解度で裁判員に違いがあるので、イメージを作る上で書面に載っていたポンチ絵などがあったほうが分かりやすいと思います。

木下検事

2番さんにお聞きしたいのですが、冒頭陳述の分かりやすさ、情報量はいかがでしたか。

2番

検察官の冒頭陳述メモは分かりやすかったです。

木下検事

検察官の冒頭陳述メモは、その後、どのように使いましたか。

2 番

被告人質問の際に使用しました。

木下検事

7 番さんにお聞きしたいのですが、検察官の冒頭陳述メモでは、事実関係が書面の左側に書かれ、右側に左側に書かれていた事実を証明する証拠が記載されていますが、このように証拠が右側に書かれているのは役に立ちましたか。

7 番

見やすかったです。

木下検事

証拠調べのときに、何を立証しているのが参考になったということでしょうか。

7 番

はい。

渡邊弁護士

自白事件の1番さん、2番さん、7番さんにお聞きします。弁護人の冒頭陳述メモはかなり簡略化されていますが、その点はいかがでしたか。

1 番

簡潔明瞭ではあったのですが、評議の中で最終的に量刑を決めるときに、被告人の情状部分について冒頭陳述メモの項目の記載だけでは本当にそうだったのかなと思うところがあり、もう少し具体的な記載があればもっと議論できたのかなと思いました。

2 番

簡単すぎてと言いますか、あまり量刑判断では参考になりませんでした。ただ、出所後の支援態勢では、考えるところがありました。

7 番

簡潔すぎて情報量が少なくて、自分でメモをとる必要がありました。

渡邊弁護士

もっと情報量があった方が良いということですか。

7 番

はい。

渡邊弁護士

よく弁護人側は冒頭陳述の中で、反省している点を述べるのですが、それを聞いて「反省しているのは当然。」、「そんな情状に影響はない。」など、被告人に有利な情報にならないという印象を受けなかったか教えてください。

1 番

弁護人の陳述を聞いて、反省している印象は受けました。それを聞いた上で犯した罪をどう捉えるのかという評議になったと思います。

井戸判事

冒頭陳述を聞いて争点は分かったと思うのですが、証拠を調べる前にこういう点に注意しようと思う部分はあったのでしょうか。もしそういうのがなくても、後で考えると先に言ってほしかった部分があれば教えてください。3番さん、5番さん、6番さんは責任能力などの争点がありましたが、これから証拠を調べる上で、どのあたりを注意す

るべきか分かったのでしょうか。

3番

冒頭陳述の段階で争点が分かりましたので、証拠調べに臨むように頭の中で整理できました。

5番

弁護人の冒頭陳述メモに書かれていることが、あまり現実的ではない印象を受けました。絵に描いた餅というか。何となく「あら？」という感じで、冒頭陳述メモでは被告人は良い人だったと書かれているのに、証拠見ると違うことにギャップを感じたので、冒頭陳述から証拠調べにうまく入れたかというところは疑問に感じます。

6番

争点は冒頭陳述メモに書いてあったので分かったのですが、初めての経験だったので、被告人の犯行時の服装が普通では考えられない格好だったので、驚きながら証拠調べを見ていたのが正直な気持ちです。

司会者

審理で冒頭陳述メモを初めて読んだときと今読まれたときで印象が違う部分はありますか。

1番

弁護人の冒頭陳述メモでは「殺意が強いものではない」、「深く反省をしている。」、「すでに罰を受けている」など書かれているのですが、振り返って考えると、反省している部分はどこか、殺意が強いものではない理由などを記載していれば評議のときに振り返りやすいかなと思います。そういう意味で、検察官の冒頭陳述メモの方が分かりやすく、今見てもイメージをつかみやすいと感じました。

木下検事

1番さんに伺いたいのですが、1番さんが担当した事件では、被害者が2人おり、ひどいけがを受けたこともあり、その被害状況や被害感情は、証人尋問ではなく、供述調書などで立証したのですが、被害状況や感情を直接聞きたかったかどうか、もし、被害者の生の声を聞くことができたなら、多少なり量刑が違ったかもしれないなどの影響があったか教えてください。

1番

被害状況の写真を見たり、被害者の近況の供述調書を聞いたりしたので、情報としては満たされていたと思います。

木下検事

被害状況の写真は、せいぜいな部分もあったと思いますが、やはり生の写真を見た方が良いというか、見ないと分からない部分はありますか。

1番

すごく集中していないと、たぶんやられちゃうと思いました。写真自体はすごく印象が強いもので、救急隊が来たあたりからの現場写真や、刺された傷の1か所ごとの写真もありました。正直どこまで見るのが最善なのか考えましたが、そういう事実を把握していけないと適切な裁判にならないのではないかと思います、ここまで見せる必要はないとは考えませんでした。裁判官にこういう写真が出ることは教えてもらっていたので、事

件の内容によっては避けられないと思います。

木下検事

2番さんにお伺いしたいのですが、強姦致傷事件で被害者が未成年者であったことから被害者の情報はそれほどなかったと思いますが、量刑を判断する上で、被害者の情報はもっと必要だったでしょうか。

2番

最初は裁判が始まる前は、被害者も出廷しているものだと思っていましたが、事件が事件なので、それ以上の情報は求めませんでした。

木下検事

例えば、直接話を聞くだけでなく、供述調書の情報では情報が足りないなどのフラストレーションはありませんでしたか。

2番

なかったです。

木下検事

3番さんと5番さんにお聞きしたいのですが、この事件は責任能力などの争点があり、証拠の情報量が多かったと思いますが、情報量が多くて聞きそびれた、頭から抜けてしまい消化不良になったことはありませんでしたか。判断する上で適切な量でしたか。

3番

量は必要十分でした。

5番

私も量的に多すぎず、少なすぎずという感じです。

木下検事

それなりに集中して検察官の証拠の説明を聞いた感じですか。

5番

そうですね。聞いたと思います。

木下検事

6番さんにお聞きしたいのですが、担当した事件では、強盗の意思が争点となりましたが、検察官は、強盗の意思を立証するため、被告人が警察に出頭したとき、金品を奪う目的があった旨を供述した調書に信用性があることを立証するために警察官2名の証人尋問を行いました。その証人を尋問する意図や質問の意味は理解できたでしょうか。

5番

被告人の出頭したときの話は分かりやすかったのですが、細かい点まではちょっと覚えていません。すいません。

木下検事

2名の医師の証人尋問が行われましたが、検察官側の医師は、パワーポイントなどのソフトを使って、診断基準を示して精神障害がないことを説明したと思うのですが、分かりやすさはどうでしたか。

5番

分かりづらかったですね。検察官側の医師の説明は、数値の説明や専門用語があった

ので理解しにくい点がありました。数値を言われても、なかなかピンと来なかったです。弁護人側の医師の方が、症状がどういうものかをしっかり説明していたので分かりやすかったです。

渡邊弁護士

2番さんにお聞きしたいのですが、担当した事件では、今後の更生として、社会復帰を支援する者の上申書を証拠として提出したのですが、直接その者から話を聞きたいと思いませんでしたか。

2番

すごく思いました。証拠も読み上げるだけではなく実際に本人が書いたのか見たいと思いました。読み上げるだけでは、実際に罪を犯した者を受け入れるのか疑問でした。

渡邊弁護士

7番さんにお聞きしたいのですが、この事件では情状証人として友人が出廷されましたが、更生に協力するところでの立証として十分だったか教えていただけますか。

7番

被告人はこんな犯行をする人ではない旨の証人の発言を聞いて、そうなのだと納得できる部分がありましたが、実際の被告人の犯行状況を見ると、納得できる部分とできない部分がありました。

渡邊弁護士

もっとほかの証人を選択すれば良かったのではないかと思うことはありませんでしたか。

7番

ありました。

渡邊弁護士

3番さんと5番さんにお聞きしたいのですが、医師2名の尋問について、話を聞いて理解できましたか。理解できなかった場合はどうしたら良いかお考えがあれば教えてください。

3番

飲酒の争点については、弁護人側の医師は学術や理論を話している印象で裁判の実体として犯人像を話しているわけではないと感じ、検察官側の医師は、実験などして、納得できる部分がありました。

5番

検察官や弁護人に向けて発言しているのであれば良いのですが、私たちのように慣れていない者に対しては、尋問時のような言葉で説明されると、数値が正常かどうかは分からず、説明されても、「ああ、そうですか」という感じです。分かりやすさを求めるのであれば、別の言葉で説明してもらったほうが良いと思います。

渡邊弁護士

分かりやすく説明してもらってほしいということですか。

5番

そうですね。飲酒の数値がこうだから意識は異常ですとか、こうだから正常ですと言われても、普段私たちは数値で異常かどうか見ていないので、数値が何になるのだろう

と思いましたが。この数値の状態になると通常の人意識はこのような感じですねなどの説明があれば良かったと思います。

渡邊弁護士

6番さんにお聞きしたいのですが、先ほど、医師の尋問で検察側の医師の尋問が分かりづらくて、弁護士側の医師の尋問は分かりやすかったと述べていましたが、それはどこに差があったのでしょうか。

6番

弁護士側の医師の説明は、症状を明確に説明してくれたので分かりやすかったです。検察官側の医師の説明は、専門用語があったのでピンとこない部分がありました。

井戸判事

5番さん、6番さんにお聞きしたいのですが、担当した事件はいずれも2人の意見の異なる医師の説明があったわけですが、医師が2人いて良かったですか。混乱することはなかったのでしょうか。

5番

3番さんが先ほど述べたように、私の事件では、一方の医師は理論の話をして、もう一方の医師は実際の現場の話をしました。同じタイプの医師が同じ話をして意味がないので、私は良かったと思います。

6番

私も5番さんと同じく、2人の意見が異なる医師がいて良かったと思います。2人の医師の説明を聞くことで判断できると思いました。

司会者

ありがとうございます。それでは、被告人質問に入りたいと思います。

木下検事

7番さんにお聞きしたいのですが、7番さんが担当した事件は、検察官の被告人質問がくどかったとのアンケート結果があるのですが、検察官側の被告人質問の印象はいかがでしたか。

7番

確かにくどかった印象があります。

木下検事

そのくどかったのは、同じことを繰り返し質問したことでしょうか。同じ質問を繰り返す意図は分かりましたか。

7番

もう質問しなくてもいいのではないかと感じました。被告人が凶器にコンクリートブロックを使ったり、包丁を使ったりする場面があったので、その都度殺意を聞くことは仕方がない部分もありますが、それでも質問はしつこいと感じました。

木下検事

被告人の行動で殺意は分かるという部分があるということですか。

7番

はい。

木下検事

6番さんにお聞きしたいのですが、被告人に責任能力がある点と強盗の意思の点を被告人質問で引き出そうと検察官はしていたのですが、全体的な印象はいかがでしたか。

6番

特に印象に残った部分はなかったです。検察官の質問の内容で引っかかる部分はありませんでした。

渡邊弁護士

弁護人も質問をするときは、目的を持ってするのですが、質問の意図が分からない部分はありましたか。

3番

私の事件は争点があらかじめはっきりしていたので特にありません。

5番

私も同じです。

井戸判事

弁護人や検察官による質問が終わった後、裁判員はいったん法廷を出て、裁判長が裁判員に被告人に質問したいことがあるか聞くことがありますが、そのときは質問が思い浮かばず、被告人質問が終わった後に、質問したいことが思い浮かんで来たことはありますか。あったとしたら、早めに思い起こす良い方法があれば併せて教えて下さい。

(意見はなかった。)

司会者

振り返ってみると、今考えるとあの証拠調べが何とかならなかったのか、質問しておけば良かったことはありませんでしたか。

(意見はなかった。)

弁論手続に関して

木下検事

3番さんと5番さんにお聞きしたいのですが、担当した事件は争点が複数あり、争点ごとに審理を進めたのですが、区切って行う分かりやすさはありましたか。また、それぞれ争点の審理終了後に争点に対する意見を述べたのですが、その印象や意見の書面の読みやすさはどうでしたか。評議などでどの程度参考になったでしょうか。

3番

区別して行ったことについて違和感はありませんでした。書面も分かりやすかったです。意見も争点一つずつの説明だったので分かりやすかったです。

5番

このとき初めて、検察官と弁護人から出てきた書面がそろっていたので分かりやすかったです。

井戸判事

補足しますと、責任能力については別途意見を述べる機会があったわけですが、その際、一つのポンチ絵を使って、検察官は、このポイント、このポイントということでポンチ絵を埋める形で意見を述べ、弁護人も同じポンチ絵の中で、この点は違えますと意

見を述べたのです。5番さんの言われるのは、そのとき初めてお互いの主張の違う点が分かったということです。

司会者

井戸判事は、弁論手続について質問ありますか。

井戸判事

6番さんは3つほど争点がある事件で、証拠をずっと調べていましたが、理解できたのか、ちょっと待って欲しいという部分があったのか教えて下さい。

6番

争点をはっきりしていたので、ちょっと待ってという部分はなかったです。

井戸判事

3番さん、5番さんにお聞きしたいのですが、さきほどあったように、この事件では争点を区切って審理したわけですが、まず火曜日まで調書の信用性を審理し、水曜日に評議して、木曜日から責任能力について審理して、月曜日に評議をし、その後情状について審理したわけですが、分けて良かったですか。

3番

私は分けて良かったです。最初は何で争点になるのか不思議だったので、分けて審理を聞くことで納得できました。

5番

逆に争点を区切らない審理を行っていないので分からないのですが、それでも最後に争点をまとめて評議すると混乱したと思うので良かったと思います。争点ごとに評議をすることで、最後の評議が円滑になったと思います。

渡邊弁護士

3番さん、5番さん、6番さんにお聞きしたいのですが、弁護人の弁論の中で、弁護人は責任能力がないことを述べ、専門的な言葉もあったと思うのですが、言っていること自体は理解できましたか。もっと分かりやすく弁論すべき点はありませんでしたか。

3番

私も飲酒をするので、飲酒をしているから罪を減らすという考えに疑問は感じましたが、言っていること自体は理解できました。

5番

私は、弁護人の主張が弁護なのか疑問に感じました。訴えるべき点がそんなに甘くてよいのかと思いました。「その点を発言しますか。」という感じで、「飲酒をしたら仕方がない」という点も、普通の感覚では、仕方がないことではないと思うのですが、それを弁護人が発言してしまったら、弁護人は何を罪と思っているのか疑問でした。

渡邊弁護士

飲酒の点のほかにも、弁護人の主張で理解できない部分はありましたか。

5番

ありました。弁護人は、被告人がすごく家庭的な人とずっと述べていたのですが、証人の話を聞くと、家庭を大事にしている人はそんな犯罪をしないとしました。その点をいつまでも言い続けてこだわるよりも、もっと違うことがあるのではないかと思います。被告人は家庭的でしたとか、本当はいい人でしたと弁護人が言っても、証拠や

証人が出てくるたびに、話が全然違い別の人の話聞こえたので、そこではなくもっと違うところで被告人は弁護されるべきではないかと思ったのですが、たぶん普段と飲酒したときの差を強調したかったと思うのですが、強調したかったはずなのに、逆に別人に思えました。あまりにもそこにこだわりすぎて、私は違うかなと思いました。

渡邊弁護士

6番さんは、責任能力の点について理解できたでしょうか。

6番

病気のことは理解できました。ただ、医師は病気だと断定したわけではなく、病気の疑いがあると述べたので、その微妙なところが難しかったです。

渡邊弁護士

1番さん、2番さん、7番さんにお聞きしたいのですが、検察官の求刑した年数に対し、弁護人の弁論でも何年が相当であると述べたと思うのですが、何でこの年数になるのか疑問は持ちませんでしたか。説明が弁護人はできていたのか、こういう情状があるからこの年数になるという説明は理解できたでしょうか。

1番

話自体は理解できたのですが、その量刑自体が適切かどうかは評議の中で悩みました。

2番

弁護人の主張する内容よりも、検察官側の求刑年数の説明のほうが理解できました。

7番

被告人は、殺人未遂、住居侵入などの事件を起こしているのですが、犯行の動機や犯行の態様を見ると、検察官側の主張も弁護側の主張もそれぞれ妥当ではないかと思い、納得してしまった感がありました。

評議について

井戸裁判官

量刑を決めるのに大体こういうルールがありますとか、責任能力はこういうものだという説明が裁判官からあったと思うのですが、これらの説明を早いうちにしてもらってよかったと思うのか、それとも裁判官が説明する前に、裁判員が思っていることを先に述べたほうが良かったと思うのか、どちらでしょうか。なかなか仮定の話で申し訳ないですが。

(意見はなかった。)

今後参加する人に対するメッセージ

司会者

以上で、法曹三者からの質問を終了します。それでは裁判員のみなさんに裁判員を経験しての印象、改善したほうが良い点、これから裁判員になる方へのメッセージなどがありましたら一言ずつお願いします。

1番

一回しか経験していないので、個人差がありますが、こういう機会を持ってもらうことは良いと思います。いろいろな評議の手法など経験して学ばせてもらった印象です。そういう意味では、選ばれた方は、せっかくの機会なので、積極的に参加してほしいと思います。

2番

とても良い経験をしたと思います。ただ、私は、担当した裁判のときも評議のときも数字の若い順番で意見を聞かれて、意見がまとまらないうちに順番が回ってきたので、その点を改善していただければと思います。

3番

私も一度経験してみると良いと思います。私は、日程が半月くらいあったのですが、当初は期間が長いと感じていましたが、今思うとこのくらいの期間でやりがいがあったと思います。さきほど、2番さんが述べたように、私も裁判員の番号が若かったので、評議の最初に意見を聞かれて緊張しました。

司会者

3番さんの事件は、非常に長い裁判だったわけですが、長くて大変だったという印象はなかったですか。

3番

なかったです。達成感がありました。やはり、どうせ裁判員を経験するならば3、4日の日程ではなく、このぐらいの日程のほうが良いと思いました。また、死に関しては携わりたくないなと思っていたわけですから、死刑の判決がでなくて、私としてはほっとしています。

5番

私も参加してよかったと思います。裁判の日程が長かったので、短い日程の裁判は分からないのですが、もし私が担当した裁判が短い日程だったら、「はい、こういう事件です。」、「はい、これ見てください。」、「はい、どうですか。」というような感じですごく大変だったと思います。担当した裁判員は、「これで良かったのだろうか。」と思うだろうし、自分だったらそう思います。逆に長くてよかったと思います。

司会者

逆に7番さんの裁判は短い期間でしたがいかがでしたか。

7番

そうですね、あっという間に終わってしまったので、これで良かったのかなと思いました。事件自体は結果がすぐ出るような裁判だったので、判断については妥当だったと思います。

6番

私も参加してよかったと思います。自分の考え方を改めるきっかけになったと思います。被告人は病気とはっきり分かっているわけではなく、病気の疑いがあるという微妙なラインを考えることが難しく、考えさせられました。機会があればまた参加したいと思います。ただ、参加については、会社ではなかなか理解してもらえない部分がありました。上司はそうではないですが、ちょうど今回の裁判は月末にかかる日程で、職場の繁忙時と重なったので、ひんしゅくを買った部分もありました。

司会者

やはり今でも病気の疑いを判断することは難しかったと思いますか。

6 番

そうですね。今回の事件だけでなく、たとえば職場の人がうつ病になっている場合など、いろいろな場面があると思うのですが、なかなか判断することは難しいと思います。

記者及び傍聴者からの質問

記者（北海道新聞）

裁判員裁判制度の目的として、市民の感覚を取り入れる点がありますが、全体を通して、自分の意見や考えを述べることができたかどうか教えてください。

7 番

自分の年齢上、40代の被告人を裁いてもよいかと思いました。周りの裁判員も自分より年上の方が多かったので、自分の意見を出してよいか迷って、尻すぼみした感がありました。もう一人若い年齢の裁判員がいたら、同じような意見が出されてよかったなと思います。うまく話せなかったところがあります。

司会者

自分の意見を述べることはできましたか。

7 番

はい。述べることはできたのですが、うまく話すことができませんでした。

6 番

私だけでなく、ほかの裁判員の意見を出して、評議していく流れだったので、好きなように意見を述べることができたと思います。

5 番

自分の意見を言えたと思います。

3 番

私も言えました。

2 番

言えたと思いますし、ほかの裁判員の考えも聞けて、勉強になりました。また裁判官もすごく話しやすい環境を作っていたので、良かったと思います。

1 番

みなさんと同じ意見です。先ほど、意見を言う順番のくだりがありましたが、私の評議では、真ん中の番号の裁判員から意見を言う場合もあったりするなど、裁判官は裁判員が言いやすい環境を作ってくれていたと思います。緊張して述べることができなかった部分はありましたが、全体を通して意見を述べることができたと思います。

記者（北海道新聞）

裁判官にお聞きしたいのですが、逆にそのような雰囲気を作るために心がけていることはありますか。

井戸判事

個人的な見解ですが、法廷で心証をとれるようにすることに尽きると思います。そう

しなければ、裁判員が自分の考えをうまく伝えることができません。逆に、混乱すると意見を伝えるにくくなってしまいます。自分の意見を言えるということは法廷で感じたことを理解できたということなので法廷で心証をとれる審理を心がける、これに尽きると思います。

記者（共同通信社）

みなさんが出した判決を被告人が不服として控訴したことを知っている裁判員にお聞きしたいのですが、控訴したことを知ったときの率直な印象を教えてください。

3番

新聞で控訴を知りました。なるほどと思いました。いつごろ最高裁判所まで審理が進み、結論が出るのか知りたいと思いました。

5番

私も控訴されたことは知っていました。被告人は審理の中で、罪を受け入れる旨の発言をしていたにもかかわらず控訴をしたので、裏切られた印象を持ちました。自分たちが出した判決を受け入れてそのまま服役した被告人は結構ですが、やはり、控訴されたら、その後の結論を教えてくださいたいと思います。少しでも関わっていますので、最後まで結論を教えてもらったほうが、裁判員をやった甲斐があると思います。

司会者

3番さんも、最後まで結論を知りたいですか。

3番

そうですね。ただ、この前、テレビで一審の裁判員裁判の結論を重要視する話を聞いたので、大体結論は決まったと思います。私としては、いつ結論が出るか知りたいと思います。

法曹からの感想

司会者

それでは、法曹三者の方にも一言ずつお願いします。

渡邊弁護士

今日は本当にありがとうございました。やはり弁護人に対する厳しい意見をいただきましたので、これからの弁護活動に生かしていきたいと思います。時間の都合もあり、もっと深くお話を伺いたい部分もありましたが、良い意見をいただきありがとうございました。

木下検事

長く裁判に携わっていると自分の発想が固まってしまう、初めて裁判に関わる方にとって何が分かりやすいかという発想がなくなってしまいます。このような意見交換会の機会でも、皆さんの意見を聞いたことは非常に参考になりました。大変貴重な意見をいただきありがとうございました。

井戸判事

私の質問は仮定の質問ばかりで、なかなか答えにくかったと思います。実は裁判官として、それは成功で、実際の審理がそれだけ自然に皆様の頭に入るよう進んだものと善

解しています。そういう意味で、これからも自然と進められる審理を目指していきたい
と思います。本日はどうもありがとうございました。

司会者

本日は、お忙しい中お集まりいただき本当にありがとうございました。本日いただいた
意見は、法曹三者にとってこれからの裁判員裁判の参考になったと思います。今日は
どうもありがとうございました。